

## 空港使用料金の取扱いに関する要領

	平成 25 年 3 月 29 日	事施基第 1088 号
改正	平成 25 年 6 月 19 日	事施基第 1010 号(ア)
改正	平成 27 年 6 月 19 日	事工事第 1020 号(イ)
改正	平成 29 年 2 月 28 日	営工企第 1058 号(ウ)
改正	2019 年 10 月 2 日	成営工企第 1037 号(エ)
改正	2020 年 3 月 31 日	成営工企第 1076 号(オ)
改正	2022 年 6 月 21 日	成営工企第 1019 号(カ)

(目的)

第 1 条 この要領は、成田国際空港管理規程（以下「規程」という。）に規定する使用料金の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(届出)

第 2 条 規程第 7 条第 2 号に規定する事項の届出は、最大離陸重量及び騒音基準等届出書（様式 1）及びこれに記載された事項を証明する書類（以下「届出書類」という。）を、電子メールにて会社へ送信することにより行うものとし、その他の方法による届出はできないものとする。なお、当該届出書類に不備があるときは、いかなる不備であっても受理されないものとする。(エ)

2 会社は、前項の電子メールを受信したときは、届出書類を確認するものとし、当該届出書類にあきらかな不備がないときは、最大離陸重量及び騒音基準等届出書（様式 1）に記載された電子メールアドレス（以下、「届出アドレス」という。）に対し、届出を受け付けた旨の確認メールを速やかに送信することとし、かかる確認メールが届出アドレスのメールサーバーに到達した時をもって、規程第 7 条第 2 号に規定する事項の届出が会社により受け付けられたものとする。(エ)

3 会社は、第 1 項の電子メールを受信し、届出書類を確認した場合において、規程第 7 条第 2 号に規定する事項の届出にあきらかな不備があることが判明したときは、速やかに届出アドレスに当該不備の内容及び届出を受け付けられない旨のメールを送信することとし、かかるメールを受信した場合、当該届出をした者は、不備を正したうえであらためて会社に対し、規程第 7 条第 2 号に規定する事項の届出を行わなければならないものとする。なお、届出アドレスに誤りがあるなど、会社から送信した確認メールが届出アドレスに到達しない場合についても、規程第 7 条第 2 号に規定する事項の届出を受け付けたことにならないものとする。(エ)

4 会社は、第 2 項に基づき規程第 7 条第 2 号に規定する事項の届出を受け付けた後、最大離陸重量及び騒音基準等届出書（様式 1）及びこれに記載された事項を証明する書類に基づき、機材判定審査を行うものとする。(エ)

5 会社は、第 4 項の審査結果の如何に関わらず、規程第 7 条第 2 号に規定する事項の届出を受け付けた日から 20 営業日以内に、届出アドレスに対し、審査結果に関する通知をするも

のとする。なお、営業日とは、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）を除く平日（ただし、日本におけるものとする。）とする。（エ）

6 前項に基づく通知は、第4項の審査結果の内容によって、以下のいずれかの定めにしたがうものとする。（エ）

（1） 会社が規程第7条第2号に規定する事項の届出を適正なものと認め、当該届出を受理する場合、当該受理を内容とする通知を届出アドレスに電子メールにより送信し、届出アドレスのメールサーバーに到達した時をもって、規程第7条第2号に規定する事項の届出は受理されたものとする。

（2） 会社が規程第7条第2号に規定する事項の届出に不備があると認め、当該届出を受理しない場合、当該不受理を内容とする電子メールによる通知が届出アドレスのメールサーバーに到達した時をもって、規程第7条第2号に規定する事項の届出が受理されなかったことが確定するものとする。

7 会社は、前項第1号の通知をするときは、第3条に規定する航空機騒音インデックス（以下、「インデックス」という。）の割り当てをあわせて行うものとする。（エ）

（航空機騒音インデックスの割当）

第3条 会社は、前条の規定により届出が受理された航空機に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める航空機騒音インデックスを割り当てるものとする。（エ）（オ）

（1） 規程第14条第4項第1号（ア）（a）に該当する使用航空機 インデックスA

（2） 規程第14条第4項第1号（ア）（b）に該当する使用航空機 インデックスB

（3） 規程第14条第4項第1号（ア）（c）に該当する使用航空機 インデックスC

（4） 規程第14条第4項第1号（ア）（d）に該当する使用航空機 インデックスD

（5） 規程第14条第4項第1号（ア）（e）に該当する使用航空機 インデックスE

（6） 規程第14条第4項第1号（ア）（f）に該当する使用航空機 インデックスF

2 前項の規定にかかわらず、会社は、前条に規定する届出が受理されていない航空機に対してインデックスFを割り当てるものとする。（エ）

（使用料金の免除申請）

第4条 規程第15条に規定する使用料金の免除を受けようとする者は、当該着陸又は停留の前に、空港使用料金免除申請書（様式2）により会社に申請しなければならない。ただし、当該着陸又は停留があらかじめ予測できない場合には、当該着陸又は停留後遅滞なく申請しなければならない。

（使用料金の免除承認）

第5条 会社は、前条の申請について審査し、免除の対象となる着陸又は停留と認めるときは、空港使用料金免除承認書（様式3）により、当該申請者に対しその旨を通知するものとする。

（規程第15条第1号及び第4号に規定する免除）

第6条 規程第15条第1号及び第4号に該当する場合において免除することがある使用料金は、着陸料及び停留料の全部とする。

（規程第15条第2号及び第3号に規定する免除）

第7条 規程第15条第2号及び第3号に該当する場合において免除することがある使用料金は、国際航空に従事する航空機にあつては着陸料の全部及び停留時間6時間未満の停留料と

し、国内航空に従事する航空機にあつては着陸料の全部とする。

(契約の成立及び内容の変更)

第8条 航空運送事業者等、離着陸等施設を使用する者は、使用料金の取扱いに関して本要領の内容を承諾の上、成田空港を利用するものとする。(オ)

2 会社は、本要領の内容を変更することができるものとする。(オ)

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日)

- 1 この要領は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 最大離陸重量等届出及び空港使用料金免除手続要領 (平成 19 年 5 月 25 日) は、廃止する。

附 則 (平成 25 年 6 月 19 日 事施基第 1010 号) (ア)

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 6 月 19 日 事エ事第 1020 号) (イ)

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 28 日 営エ企第 1058 号) (ウ)

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にある旧様式による申請については、平成 29 年 6 月 30 日まで受け付けるものとする。

附 則 (2019 年 10 月 2 日 成営エ企第 1037 号) (エ)

この要領は、2019 年 10 月 27 日から施行する。

附 則 (2020 年 3 月 31 日 成営エ企第 1076 号) (オ)

この要領は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2022 年 6 月 21 日 成営エ企第 1019 号) (カ)

この要領は、2022 年 7 月 1 日から施行する。

様式1

## 最大離陸重量及び騒音基準等届出書

Aircraft Registration Form

成田国際空港株式会社  
 エアライン営業部長 殿  
 ATTN: Vice President, Aviation Sales & Marketing,  
 Narita International Airport Corporation

申請日   
 Date of Application (YYYY/MM/DD)

会社名/Company Name	
代表者/Name of Representative	
担当者/Person in Charge	
連絡先/Contact Number (phone)	
メールアドレス/E-mail address	

成田国際空港を使用する航空機について下記のとおり届けます。  
 We hereby report the aircraft operating at Narita International Airport as detailed below:

記

＼	摘要 Remark	運航者 Operator	登録記号 Registration Code	ICAO型式 ICAO Aircraft Type	最大離陸重量 MTOW (Tonne)	座席数 Seating Capacity	用途 Purpose	騒音基準 Noise Standard	騒音値 Noise Levels			エンジン数 Nr. of Engines	適用開始年月日 Effective Date YYYY/MM/DD
									離陸 Flyover	側方 Lateral	進入 Approach		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

- 摘要 Remark : 1= 抹消 Deregistration 2= 新規 New Registration 3= 変更 Change of Aircraft Information
- 運航者 Operator : 原則としてICAO3文字コードによる。ICAO 3-letter code
- 型式 Aircraft Type : ICAO4文字コードによる。(例 B744、A333) ICAO 4-letter designator
- 最大離陸重量 Max. Takeoff Weight : トン換算 ; 1,000lb=0.45359243t (1t未満切り上げ) Figures are rounded up to the nearest whole tonne.
- 座席数 Seating Capacity : 成田空港における提供座席数 Number of seats provided on Narita routes
- 用途 Purpose : P= 旅客機 Passenger F=貨物機 Freighter C=旅客混載機 Passenger/Freight Combi
- 騒音基準 Noise Standard : 3=ICAO ANNEX16 の第3章適合機 ICAO Annex 16 Chapter 3 4=第4章適合機 Chapter 4  
: 14= 第14章適合機 Chapter14

空港使用料金免除申請書  
Landing/Parking Charges Waiver Application年 月 日  
(YYYY/MM/DD)成田国際空港株式会社  
エアライン営業部長 あて  
ATTN: Vice President, Aviation Sales & Marketing,  
Narita International Airport Corporation会社名  
Company Name  
代表者  
Name of Representative  
担当者  
Person in Charge  
連絡先  
Contact Number

下記のとおり、空港使用料金の免除を申請します。

We hereby apply for waiver of landing/parking charges as follows:

免除申請料金 Requested Waiver (該当するものに○) (Check the applicable charge(s))	1. 着陸料 2. 停留料
運航者 Name of Airline	
航空機の登録記号 Registration Number of Aircraft	
航空機の型式 ICAO Aircraft Type	
着陸便名 Arrival Flight No.	
着陸時間 ATA (YYYY/MM/DD HH/MM)	年 月 日 時 分
離陸便名 * Departure Flight No. at Narita *	
離陸時間 * ATD of Return Flight from Narita *	年 月 日 時 分
申請理由 (詳細に記入して下さい) Reason	
証明書類等 Supporting Document (該当するものにチェック) (Check the applicable document(s))	<input type="checkbox"/> 整備記録 <input type="checkbox"/> 急患発生を証明する書類 Maintenance Report Proof of Medical Emergency
	<input type="checkbox"/> 旅客・貨物の積卸しが無かったことを証明する書類 Proof of no-loading of Pax or Cargo at Narita (Load Sheet etc)
	<input type="checkbox"/> 試験飛行の内容を示す書類 <input type="checkbox"/> その他 Proof of Test Flight (Gov. Examiner on board) Other

\* 停留料の免除申請時のみ記入  
\* Mandatory if applying for waiver of parking fee.空港使用料金免除承認書  
Approval of Landing/Parking Charges Waiver第 号  
年 月 日

様

成田国際空港株式会社  
エアライン営業部長 印  
Vice President, Aviation Sales & Marketing,  
Narita International Airport Corporation

申請がありました上記空港使用料金の免除につきまして承認いたします。

We hereby approve the waiver application submitted as above.